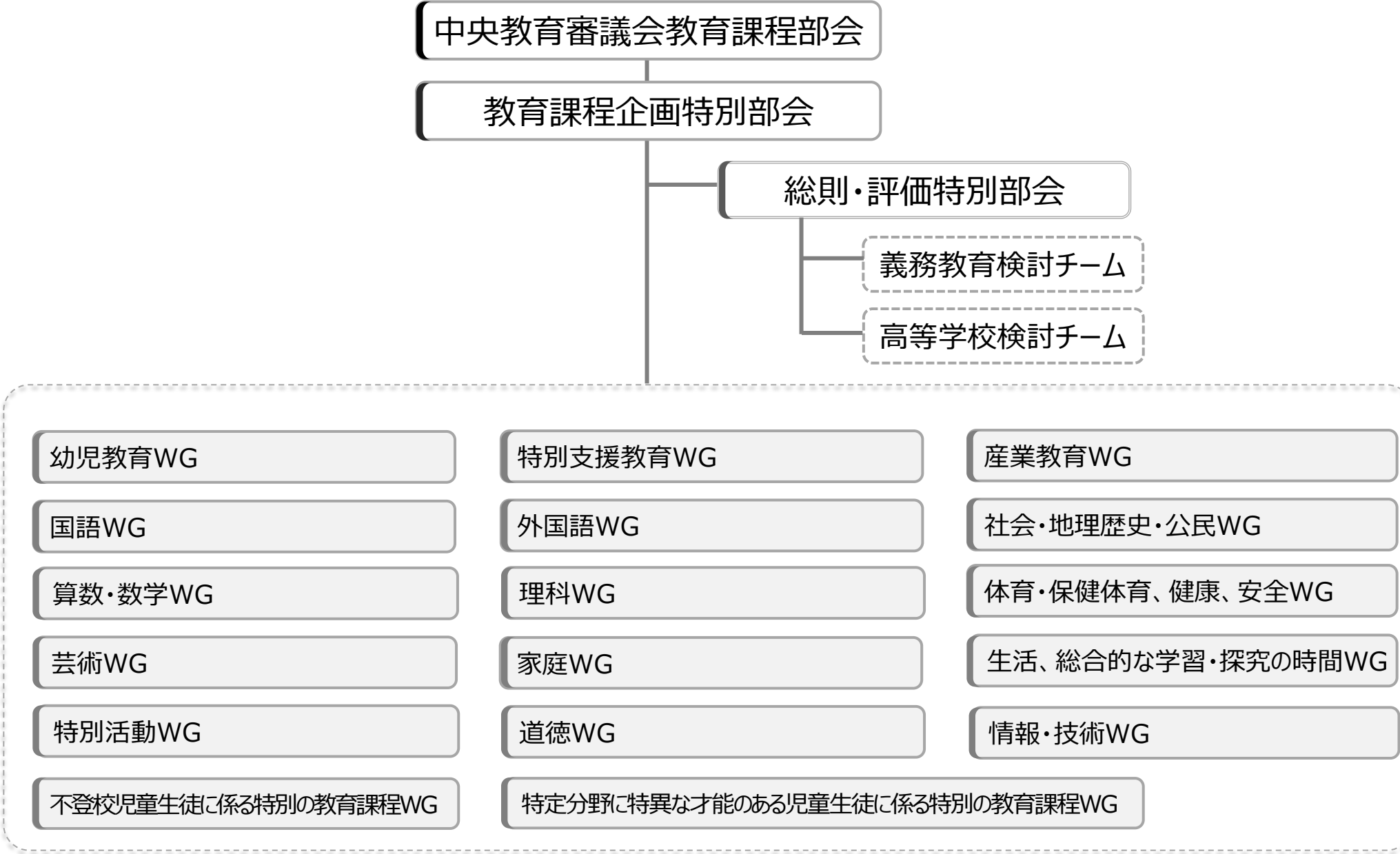


各学校段階や各教科等の改訂の方向性を議論する 専門部会等の設置について（案）

1. 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」を受けた教育課程企画特別部会における基本的な方向性等に関する議論を踏まえ、各学校段階又は各教科・科目等の改訂の方向性について専門的に検討するためには、専門部会等を設置する必要がある。
2. その際、今後とりまとめられる教育課程企画特別部会の論点整理の内容について各専門部会等と共有し、すみやかに専門的な検討を開始できるようにするため、論点整理のとりまとめ前に、別紙のとおり、専門部会等の設置を決定するものである。
3. なお、今後の教育課程企画特別部会における議論の状況等により、別紙の検討体制に変更の必要が生じた場合は、必要に応じた見直しを行う。

学習指導要領改訂に向けた検討体制（案）



※今後検討体制について変更の必要が生じた場合は、構成について見直しを行う。